

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年6月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000385号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100019号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成27年7月31日は18万9,000円、同年12月25日は5万3,000円、平成28年7月29日は26万1,000円、同年12月26日は5万2,000円、平成29年7月27日は20万8,000円、同年12月26日は1万7,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月31日、同年12月25日、平成28年7月29日、同年12月26日、平成29年7月27日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月31日、同年12月25日、平成28年7月29日、同年12月26日、平成29年7月27日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年12月26日の標準賞与額を5万3,000円、平成29年7月27日の標準賞与額を21万2,000円に訂正することが必要である。

なお、平成28年12月26日及び平成29年7月27日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月
② 平成27年12月
③ 平成28年7月
④ 平成28年12月
⑤ 平成29年7月
⑥ 平成29年12月

A社から、請求期間①から⑥までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された支給明細書（写）（以下「支給明細書」という。）及び事業主から提出された賃金台帳（写）（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの標準賞与額については、支給明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は18万9,000円、請求期間②は5万3,000円、請求期間③は26万1,000円、請求期間④は5万2,000円、請求期間⑤は20万8,000円、請求期間⑥は1万7,000円とすることが必要である。

また、請求期間①から⑥までの賞与支払年月日については、賃金台帳において確認できる賞与支給日から、請求期間①は平成27年7月31日、請求期間②は同年12月25日、請求期間③は平成28年7月29日、請求期間④は同年12月26日、請求期間⑤は平成29年7月27日、請求期間⑥は同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年7月31日、同年12月25日、平成28年7月29日、同年12月26日、平成29年7月27日及び同年12月26日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間④及び⑤について、賃金台帳により、請求者は、請求期間④に5万3,000円、請求期間⑤に21万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、請求期間④は5万3,000円、請求期間⑤は21万2,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間④及び⑤の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000382号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100020号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年4月1日から昭和58年4月1日まで
② 昭和58年11月20日から昭和59年4月1日まで

請求期間①について、私は、A事業所に勤務していたが、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間②について、私は、B事業所に勤務していたが、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、飲食業を営む「A事業所」に勤務していたと主張しているところ、事業所名称が類似し、所在地の地番が一致する飲食業を営むC社の商業登記が確認できることから、請求者が請求期間①に勤務していたとする事業所は、C社であると考えられる。

しかしながら、適用事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、同社に係る閉鎖事項全部証明書によると、平成20年5月31日付で解散していることが確認できる。

また、請求者のC社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る閉鎖事項全部証明書において確認できる代表取締役については既に亡くなっており、取締役及び請求者が記憶する同僚については、連絡先を確認することができず、これらの者に照会を行うことができないことから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、宿泊業を営む「B事業所」に勤務していたと主張しているところ、事業所名称が類似する旅館業を営むD社の商業登記が確認できることから、請求者が請求期間②に勤務していたとする事業所は、D社であると考えられる。

また、請求者のD社に係る雇用保険の加入記録は確認できないが、同社の事業主及び同僚の回答から、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、昭和63年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②において同社は適用事業所であったことは確認できない。

また、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を、請求者の給与から控除したか否かについては、当該期間当時の請求者に係る給与支払額が分かる資料を保管していないため不明と回答しているが、請求期間当時から現在まで勤務している者は、昭和63年10月1日より前に給料から厚生年金保険料が控除されたことはなかったと言っている旨陳述している。

さらに、D社が適用事業所となった日（昭和63年10月1日）において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者に照会を行ったところ、回答のあった2名のうち1名は、同年10月1日より前の期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

加えて、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間②当時、D社に雇われている複数の者は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者となっておらず、国民年金に加入し、国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。